

ADRの現場から

194

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことだ。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

2022年3月をめどに、某最大手通信キャリアが小売電気サービスに参入すると発表しました。これはもちろん、スマートフォンなど連動した割引プランがあるのだと思われますが、16年4月の小売電気自由化以来、通信業界はもとより実に様々な業種が小売電気販売に参入し、消費者にとってお得な電気プランを打ち出していました。結果、全販売力量に占める新電力のシェアは、20年6月時

うことになります。

特に、不動産仲介会社は新電気について、新規入居者が

点では約17・8%となり、家庭等を含む低圧分野のシェアは、約19%となりました。つまり、一般家庭の5分の1がどこかの小売電気サービスを使っているといえるのであります。なお、導入件数が増加し始めたことはそれだけ新電力が社会に浸透したということになります。

説明済みだったが

し先のマンションは一括受電をしており、新電力が使用できない物件であったということが分かりました。

このようなケースでは、不動産仲介会社は無用なトラブルを事前に避けるため、はじめに「現在新電力を使用して、引っ越し先でも使用するのか」を確認し、紹介する物件で新電力が使用できるかを事前に確認するべきであつたといえるでしょう。

また、新電力に関するトラブルとしては、賃貸オーナーが悪徳事業者から「入居者が新電力を使用するために必要なスマートメーターを設置するため、費用が必要」にならざるを得ないのです。なお、導入件数が増加し始めたことはそれだけ新電力が社会に浸透したということになります。しかし、A氏はその流れが通常の賃貸物件における電気利用の流れと異なるということもあり、うまく把握していませんでした。A氏としては、ライフルインであり、

これが利用しているか、しっかりと確認し、トラブルが発生しないよう努めなければなりません。例えば、次のようなトラブル事例があります。

このようなケースでは、不動産仲介会社は無用なトラブルを事前に避けるため、はじめに「現在新電力を使用して、引っ越し先でも使用するのか」を確認し、紹介する物件で新電力が使用できるかを事前に確認するべきであつたといえるでしょう。

日本不動産仲裁機構

一括受電物件における新電力の事例